

POPs 廃棄物を特管物へ

環境省 廃棄物処理法で措置

環境省は今日、新たな枠組みを創設し、「POPs 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」を都内で開催し、POPs 廃棄物の処理に関する基本的な方向性を示した。特別管理廃棄物への指定や汚泥、廃油、廃酸、廃

も指定する。特別管理廃棄物に指定する廃棄物の処理基準については、PCB 廃棄物の処理基準やバーゼルガイドラインに示されている燃焼温度850度C、燃焼ガスの滞留時間2秒以上を含めた廃棄物処理施設の処理能力を総合的に考慮すべきとした。特定の施設から排出される特別管理廃棄物以外のもので、POPs を一定程度超えて含有する汚染物に関しては、「POPs 含有産業廃棄物」と定義し、上乗せの処理基準のみ規定する。また、特定のPOPs 使用製品が産業廃棄物となったものも指定対象とする。POPs 含有産業廃棄物の具体例には、POPs 農薬、PFOS 含有消火器、PFOS 含有泡消火薬剤の廃製品を挙げている。次回の検討委員会では、特別管理廃棄物とPOPs 含有産業廃棄物の具体的な指定対象、処理基準、情報伝達事項についての詳細な検討を行う。処理基準や処理施設の維持管理基準の決定にあたっては、環境大臣による無害化処理認定制度の活用も検討する。